

Tax Analysis

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2019年6月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

ロイヤルティーの自主納税申告に関する新規定

中国の税関総署公告 2019 年第 20 号(「新しい税関監督管理方式の導入に関する公告」、以下「20 号公告」¹⁾)により、ロイヤルティーに関する取引後の課税につき相応の監督管理方式(「ロイヤルティーに関する事後徴税」—監督管理コード:9500)が導入されたことを受け、中国税関は 2019 年 3 月 27 日に、ロイヤルティーに係る税関納税申告手続に関する公告(税関総署公告 2019 年第 58 号、以下「58 号公告」)を公布した。税関の規定により課税価格に算入すべきロイヤルティー、いわゆる課税ロイヤルティーに対して、通関申告書への記入を通じて税金を自主申告・自主納付する方法が、58 号公告により初めて導入された。58 号公告は 2019 年 5 月 1 日から施行される。

1. 公告の背景

税関による課税価格査定に関連規定では、国内の買主が直接又は間接に国外の売主又はその関係者に支払う「輸入貨物について現実に支払われた又は支払われるべき価格(現実支払価格)に含まれていないロイヤルティー」は、「輸入貨物と関係するものであり、かつ、当該貨物を中国国内で販売するための条件となる」場合には、輸入貨物の課税価格に算入しなければならないと定められている。

近年、税関はロイヤルティーに対する監督管理を強化するための規定を相次ぎ打ち出している。しかしながら現行の実務においては、ロイヤルティーに関する税関申告は通常、税関による取引後の課税の形式で行われている。また、一般的な商慣習において、ロイヤルティーは輸入貨物の価格に含まれず、貨物の輸入に伴い支払われるものではない。したがって、現行の税関監督管理システムに、商慣習を踏まえた統一基準の「ロイヤルティーの自主申告に対する監督管理体制」はこれまで確立されていなかったが、58 号公告はこの現状の改善に寄与することが期待される。58 号公告では、20 号公告と同様の概念に基づき、課税ロイヤルティーの支払時点を輸入貨物の申告前と申告後に区分し、それぞれの場合における詳細な申告手続が規定されている。申告後に支払うロイヤルティーについては、専用の申告表が設けられた。また、通関申告書における「ロイヤルティー支払の確認」の記入欄に関する説明事項を修正し、規定どおりに記入されなかった場合における事後の取扱いが明確化された。

2. ハイライト

(1) 適用範囲:「ロイヤルティー」

58 号公告は、課税ロイヤルティーの申告・納付にのみ適用される。輸入貨物の現実支払価格に含まれていない課税価格加算項目のうち、ロイヤルティー以外のもの(例:コミッション・仲介手数料・容器代・梱包材費・包装役務費・協力費・転売収益等)は、58 号公告の規定の適用対象外であるため、従来の規定に従って税関申告を行う。

中華人民共和国税関輸入貨物課税価格査定弁法(税関総署 213 号令、以下「価格査定弁法」)では、「ロイヤルティーとは、輸入貨物の買主が特許権・商標権・ノウハウ・著作権・頒布権・販売権に関する知的財産権の権利者及び権利者の有効な授権者の許諾又は譲渡を取得するために支払う費用をいう」と定義されている。価格査定弁法の間接規定により、ロイヤルティーが輸入貨物と関係するものであり、かつ、その支払が当該貨物の中国国内での販売条件に該当する場合には、当該ロイヤルティーは輸入貨物の課税価格に算入しなければならない。

留意点として、定義上、関税評価における「ロイヤルティー」と、その他の租税法体系における「ロイヤルティー」との間に一定の差異が生じることが挙げられる。「企業所得税法」においては、「ロイヤルティー収入」は「企業が特許権・

1 2019 年 1 月 28 日 [Tax Newsflash](#)(デロイト中国ウェブサイト(中国語))

ノウハウ・商標権・著作権等を提供することで得る収入」と定義づけられている。また、中国と他国との間で締結された一部の租税条約においては、「動産のリース料、技術許諾に関わる技術サポート費・技術指導費」もロイヤルティーの範疇として定められている。一見すれば同一の表現であっても、異なる法体系における定義に差異が生じる場合がある。企業は当該留意点を念頭に、輸入申告に際して、関連規定に基づき、自身の支払う費用が関税評価上の「ロイヤルティー」に該当するか否かについて確認することが推奨される。その結果に基づき、当該費用を輸入貨物の課税価格に算入すべきか否かを判断する必要がある。

(2) 記入方法:「ロイヤルティー支払の確認」

2016年3月から、中国税関により通関申告書上に「ロイヤルティー支払の確認」の記入欄が新たに追加された。58号公告の実施前後における当該記入欄の記入方法の変更点は下記のとおりである。

58号公告の実施前	58号公告の実施後
<p>「価格査定弁法」第11条・第13条の規定に基づき、買主が直接又は間接に売主又はその関係者に支払う「輸入貨物に関係し、かつその現実支払価格に含まれていないロイヤルティー」の有無を確認し、記入する。</p> <p>(注:「価格査定弁法」第11条は、課税価格に算入すべきロイヤルティーの判定に関する規定である。第13条は、ロイヤルティーと輸入貨物の関係性の判断に関する規定である。)</p> <p>買主が直接又は間接に売主又はその関係者に支払う「輸入貨物に関係し、かつその現実支払価格に含まれていないロイヤルティー」が存在し、かつ13条に定められた状況に合致する場合、「ロイヤルティー支払の確認」の記入欄に「はい」と記入する。</p> <p>買主が直接又は間接に売主又はその関係者に支払う「輸入貨物に関係し、かつその現実支払価格に含まれていないロイヤルティー」が存在するが、13条に定められた状況に合致するか否かについて納税義務者が確認できない場合、「ロイヤルティー支払の確認」の記入欄に「はい」と記入する。</p> <p>買主が直接又は間接に売主又はその関係者に支払う「輸入貨物に関係し、かつその現実支払価格に含まれていないロイヤルティー」が存在するが、納税義務者が13条の規定に基づき、ロイヤルティーが輸入貨物に関係しないと確認した場合、「ロイヤルティー支払の確認」の記入欄に「いいえ」と記入する。</p> <p>買主が直接又は間接に売主又はその関係者に支払うロイヤルティーが存在せず、あるいはそのようなロイヤルティーが存在するが、すでに輸入貨物の現実支払価格に含まれている場合、「ロイヤルティー支払の確認」の記入欄に「いいえ」と記入する。</p>	<p>「価格査定弁法」第11条・第13条・第14条の規定に基づき、課税ロイヤルティーの有無を確認し、記入する。輸出貨物・加工貿易貨物・保税監督管理下に置かれた貨物(国内販売に転用するものを除く)は記入対象外である。</p> <p>(注:「価格査定弁法」第14条は、ロイヤルティーの支払が輸入貨物を中国国内に販売する条件となるか否かの判断に関する規定である。)</p> <p>買主が直接又は間接に売主又はその関係者に支払うロイヤルティーが存在する場合、当該ロイヤルティーが輸入貨物の現実支払価格に含まれているか否かにかかわらず、「ロイヤルティー支払の確認」の記入欄に「はい」と記入する。</p> <p>買主が直接又は間接に売主又はその関係者に支払うロイヤルティーが存在しない場合、「ロイヤルティー支払の確認」の記入欄に「いいえ」と記入する。</p>

上記のとおり、現行の記入方法(58号公告の実施前)はロイヤルティーと輸入貨物の関係性の判断に重点を置くものであり、その判断結果はロイヤルティーが課税対象であるか否かの結論に直結するものではなかった。理論上、ロイヤルティーが輸入貨物に関係するものであっても、その支払が輸入貨物の中国国内での販売条件に該当しない限り、そのロイヤルティーは、輸入貨物の課税価格に算入されない。

しかし、58号公告の実施以降、買主はロイヤルティーが課税対象であるか否かについて判断し、記入することが要求される。つまり、輸入側にはロイヤルティーと輸入貨物の関係性の判断に加えて、ロイヤルティーの支払が輸入貨物の中国国内での販売条件に該当するか否かに関する判断も求められる。実務上、その判断は、論争の焦点になる可能性が高いと考えられる。

また、現行の規定においては、「輸入貨物の実際の支払価格に含まれないロイヤルティー」の確認のみが要求され、輸入貨物の実際の支払価格にロイヤルティーが含まれる場合、買主は記入欄に直接「いいえ」と記入する。一方、58号公告においては、ロイヤルティーの支払がある場合、輸入貨物の実際の支払価格に含まれているか否かにか

ならず、買主はその納税義務について判断し、記入する必要がある。すなわち、買主は輸入貨物の実際の支払価格に含まれるロイヤルティーについても、その納税義務を判断し、記入することが求められる。

この記入方法の大幅な変更により、各関係企業は、新しい記入方法に基づいた「ロイヤルティー支払の確認」の記入内容について早期に評価・確認を行い、調整の必要性について検討することが推奨される。

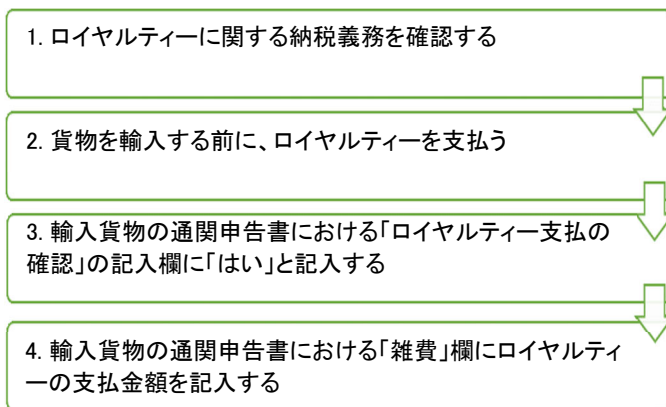
(3) 課税ロイヤルティーの自主申告

課税ロイヤルティーが輸入貨物の通関申告時点で支払われているか否かに応じ、その自主申告手続は下記の2種類に区分される。

ケース 1

輸入貨物の通関申告時点で、課税ロイヤルティーが既に支払われている

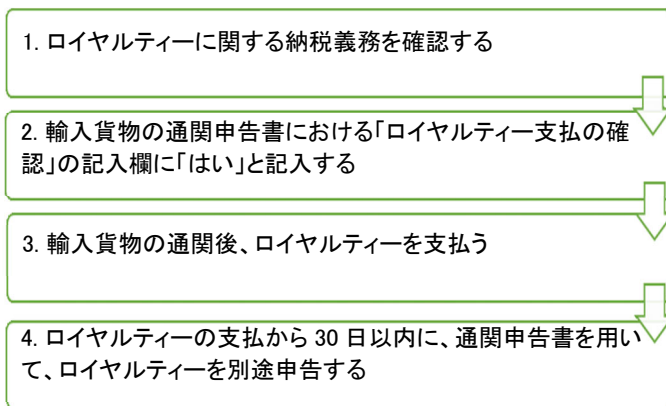
納税義務者は、既に支払った課税ロイヤルティーの金額を通関申告書の「雑費」欄に記入するが、その金額は「総額」には算入しない。(申告フローの詳細は下図のとおり)



ケース 2

輸入貨物の通関申告時点で、課税ロイヤルティーがまだ支払われていない

納税義務者は、ロイヤルティーを支払った都度、30日以内に「監督管理コード:9500」を用いて税関に納税申告手続を行い、かつ、「課税ロイヤルティー申告表」に記入する。(申告フローの詳細は下図のとおり)



実務上、大部分のロイヤルティーは貨物の輸入後に支払われる。そのため、納税義務者は、輸入貨物とは別々に申告される課税ロイヤルティーに関する具体的な要求に留意する必要がある。

■ 申告期限

ロイヤルティーを支払った都度、30日以内

■ 通関申告書の記入

課税ロイヤルティーの別途申告に際して、納税者は、「監督管理コード:9500」の通関申告書に、下記の内容を記入する必要がある。

- 商品名: 課税ロイヤルティーに関係する輸入貨物の名称
- 品目コード: 課税ロイヤルティーに関係する輸入貨物の品目コード

- 法定数量:「0.1」と記入する
- 総額:課税ロイヤルティーの支払金額
- 総重量/正味重量:「1」と記入する

■ 「課税ロイヤルティー申告表」及びその他書類

納税義務者は「課税ロイヤルティー申告表」に記入し、下記の書類及び情報を提供する必要がある。

- 課税ロイヤルティーに関係する輸入貨物の通関申告書番号
- ロイヤルティーに関する契約書・協議書・発票・支払証憑
- 税務当局から取得した源泉徴収税額の完納証明書
- 「価格査定弁法」第 13 条・第 14 条の規定に基づき、「当該ロイヤルティーと輸入貨物との関係性の有無」、「ロイヤルティーの支払が輸入貨物の中国国内での販売条件に該当するか否か」に係る説明文書

上記ケース 2 の場合、課税ロイヤルティーは輸入貨物とは別々の申告手続を行うため、ロイヤルティー申告の記入内容には、ロイヤルティーに関係する輸入貨物の申告情報(例:輸入貨物の品目コード・輸入貨物の通関申告書番号)が多く含まれている。実務上、ロイヤルティーとそれに対応する輸入貨物の物流情報を合致させることは容易ではなく、また、課税ロイヤルティーの按分計算における統一基準は確立されていない状況である。このような状況を鑑みると、納税申告のコンプライアンスに関して、企業に大きなチャレンジをもたらすことが予想される。

(4) 課税ロイヤルティーの申告に適用される税率及び為替レート

輸入貨物の通関申告時点で既に支払われたロイヤルティーに対して、税関は、輸入貨物の通関申告を受理した日における輸入貨物への適用税率及び為替レートに基づき、税金を算出し徴収する。

輸入貨物の通関申告時点でまだ支払われていないロイヤルティーに対して、税関は、課税ロイヤルティーの納税申告を受理した日における輸入貨物への適用税率及び為替レートに基づき、税金を算出し徴収する。

貿易実務においては、上記ケース 2 のように、貨物を数回に分割して輸入し、かつ、貨物の輸入と並行してロイヤルティーの後払いを行う企業は多く存在する。それらの企業では、各々の貨物輸入とロイヤルティーの支払との関連性の判断、及び対応する貨物の輸入日等の確認に基づいた課税ロイヤルティーの適用税率の判断において、困難が生じていた。そのため、58 号公告では「課税ロイヤルティーの納税申告を受理した日における輸入貨物への適用税率及び為替レートに基づき、税金を算出し徴収する」ことが明確に規定された。これにより、納税義務者による判断及び実行が容易になると同時に、全国各地の税関による法執行の統一が促進されることが考えられる。

(5) 延滞金の徴収及び減免

58 号公告では、「納税義務者が課税ロイヤルティーの納税申告を行わなかった、又は期限内納税申告を行わなかったことにより、税金の徴収漏れ又は過少納付が生じた場合には、税関は延滞金を請求することができる」ことが初めて明確に規定された。具体的には、下記 2 つの状況に区分される。

- 納税義務者が「ロイヤルティー支払の確認」について規定どおりに申告しなかったことにより、税金の徴収漏れ又は過少納付が生じた場合、税関は、税金納付又は貨物通関の日から規定違反行為が発覚した日まで、1 日あたり、徴収漏れ又は過少納付税金額の 1 万分の 5(0.05%)相当額の延滞金を追徴することができる
- 納税義務者が「ロイヤルティー支払の確認」について規定どおりに申告したが、課税ロイヤルティーに係る期限内納税申告を規定どおりに行わなかったことにより、税金の徴収漏れ又は過少納付が生じた場合、税関は、申告期限が到来した日から納税申告を行った日、又は規定違反行為が発覚日まで、1 日あたり、徴収漏れ又は過少納付税金額の 1 万分の 5(0.05%)相当額の延滞金を追徴することができる

例 1

A 社は、2019 年 5 月 1 日に貨物を輸入し、税金を納付した後、その貨物が税関を通過した。当該輸入貨物は課税ロイヤルティーに関係するにもかかわらず、A 社は輸入貨物の通関申告書における「ロイヤルティー支払の確認」の記入欄には「いいえ」と記入した。その後、A 社は 2019 年 10 月 10 日に、国外の売主に当該輸入貨物に係るロイヤルティーを支払った。2019 年 12 月 30 日に、税関より、A 社は規定どおりにロイヤルティーを申告しなかったため、税金の徴収漏れ、又は過少納付が生じていることを指摘された。この場合、税関は 2019 年 5 月 1 日から 2019 年 12 月 30 日までの期間に対して、1 日あたり、徴収漏れ又は過少納付税金額の 1 万分の 5(0.05%)相当額の延滞金を A 社より追徴することができる。

例 2

B 社は 2019 年 5 月 1 日に課税ロイヤルティーに関係する貨物を輸入し、輸入貨物の通関申告書における「ロイヤルティー支払の確認」の記入欄に「はい」と記入した。その後、B 社は 2019 年 10 月 10 日に、国外の売主に関連のロイヤルティーを支払ったが、課税ロイヤルティーの納税申告を行わなかった。2019 年 12 月 30 日に、税関より、B 社は規定どおりにロイヤルティーを申告しなかったため、税金の徴収漏れ、又は過少納付が生じていることを指摘された。この場合、税関は 2019 年 10 月 10 日から起算して 30 日後の申告期限の到来日から 2019 年 12 月 30 日

までの期間に対して、1日あたり、徴収漏れ又は過少納付税金額の1万分の5(0.05%)相当額の延滞金をB社より追徴することができる。

現行の規定では、ロイヤルティーの申告を期限どおりに行わなかったことによる税金の徴収漏れ、又は過少納付が生じた場合における延滞金の徴収に関する取扱は定められていない。実務上、ロイヤルティーを輸入貨物の課税価格に算入すべきか否かの判断は、高度な専門的な判断が要求されることから、税関は通常、これに関連する税額の追徴に伴う延滞金の徴収を行うことはなかった。しかしながら58号公告により、納税義務者に対するコンプライアンス上の要求が高まるため、輸入段階の納税義務者は専門的な判断に必要な予備知識がより必須となる。また、貿易の重要な時点である貨物の輸入時点又は期限内(課税ロイヤルティーの支払から30日以内)に、適時に正しい納税申告を行うことで、多額の延滞金の発生を回避することができる。なお、延滞金の徴収リスクがある場合、納税義務者は自主開示を通じた延滞金の減免申請を積極的に検討することも推奨される。

(6) 移転価格リスクを踏まえた総合的なアレンジの検討

企業はロイヤルティーの納税申告について、関税の観点のみならず、移転価格の観点からも潜在的なリスクについて考察することが推奨される。近年、中国の税務当局は企業の国外関連者向けサービス費及びロイヤルティーの支払に対する移転価格の監督管理を強化しており、国家税務総局からは既に複数の通達が公布されている²。国家税務総局は2012年10月に、「国連による発展途上国のための移転価格マニュアル」において「China Country Practices」の章を公表し、ロイヤルティーに関する移転価格の実務上の見解を発表した。その中で、「国内子会社が10年連続で、固定料率に基づき国外関連者にロイヤルティーを支払うアレンジに対しては、“技術革新の状況に応じて固定料率を見直すことの必要性”及び“国内子会社の無形資産への寄与度に基づき相応の利益を得る必要性”などについて、考慮すべきである」と指摘した。最近の移転価格調査において、「国外関連者による無形資産の価値創出への貢献」・「赤字企業によるロイヤルティーの対外支払」・「無形資産の法的所有権のみを有し、その価値の創出に寄与しないタックスヘイブン会社あるいは低税率国会社へのロイヤルティー支払」等は税務当局に注目されている。

58号公告の公布は、企業が取引アレンジや取引モデルを見直す契機となることが予想される。例えば、国内子会社が国外親会社から完成品を仕入れ再販売する場合、ブランドに関するロイヤルティーを製品の輸入価格に含めずに別途支払うアレンジを取るか、製品の輸入価格に含めて回収するアレンジを取るかで、ビジネスモデルとそれに関連する税務処理が異なる。企業は、事業目的及び経済実質の観点から、ロイヤルティー支払の必要性と合理性について分析する必要がある。具体的には、下記の措置が考えられる。

- ロイヤルティーに関する経済的実質を考察し、二重支払の有無を確認すること
- ロイヤルティーの支払に起因する源泉所得税関連の影響について分析すること
- ロイヤルティーに関する価格設定ポリシーを評価し、ビジネス環境や機能・リスクの変化に応じて、価格設定ポリシーを調整する必要性について分析すること

3. デロイトのコメント

58号公告により、「ロイヤルティーの支払の確認」の記入に関する事項がさらに明確となり、ロイヤルティーの自主納税申告手続が規範化された。しかしながら、実務上、ロイヤルティーの性質に関する判断及びその金額の算出において、税関と企業との間で論争が発生する可能性は高く、58号公告の要求に基づいて、規定された期限内に課税ロイヤルティーの納税申告を行う際、一定のチャレンジが存在することが思慮される。

特筆すべき点として、一部の企業の課税ロイヤルティーに対して採用されている、税関査察・税関の関税評価部署による調査・関税評価を経て、監督管理コード「9700」(原始通関申告書のない事後徴税)を用いて事後徴税を行う、従来より長く行われている実務上の慣習が挙げられる。当該徴税方法は、58号公告の施行によっても未だ廃止されていないため、企業は今後どのような方法でロイヤルティーの納税申告を行うべきか、適時に税関とコミュニケーションを取る必要がある。

58号公告の公布により、各企業は税関監督管理及び移転価格税制の観点から、以下の措置を取ることが推奨される。

- 新政策による影響に十分に留意すること—ロイヤルティーに係る適時・正確な納税申告手続を完全に遂行するため、58号公告の規定の内容を全面的にかつ詳細に分析し、課税ロイヤルティーの納税申告に関する各事項を十分に理解する必要がある。その上で、物流・通関・財務・税務等の社内部門との情報共有を図ることで、税関の規定どおりに手続を行い、必要に応じ、専門機構に協力を求めることが推奨される

2 「多額の費用の対外支払に対する租税回避防止調査に関する通知」(税総弁発[2014]146号)、「企業による国外関連者向けの費用支払に関する企業所得税の問題についての公告」(国家税務総局公告2015年第16号)、「『特別納税調査調整及び相互協議手続管理弁法』の公布に関する公告」(国家税務総局公告2017年第6号)等を含む。

- 権利・許諾関係の現行アレンジを定期的に確認すること—課税ロイヤルティーの納税申告のコンプライアンスを確保するため、権利・許諾関係の現行のアレンジに基づき、ロイヤルティーに係る納税義務を判断するための十分な技術力と相応の補助資料を整備することが必要である。企業は、ロイヤルティーの支払対象とその実質について整理し、関連費用に係る課税リスクについて評価することが推奨される。そのため、国外のロイヤルティーの支払先との定期的なコミュニケーション、非貿易項目に関する支払の性質・合理的な区分、関連者間取引の価格設定方針に基づいた輸入貨物・契約文書・技術資料・報酬計算方法等の十分な確認が必要である
- 関税評価に係る事前教示制度を積極的に使用すること—関税評価に係る事前教示制度により、企業にはロイヤルティーのアレンジについて税関に事前教示を求める権利が一定の条件の下で与えられている。課税ロイヤルティーに対する納税申告の漏れや遅延を回避するために、関税評価の判断上で大きな不確実性を有するロイヤルティーのアレンジ、又は現行アレンジに対する大きな調整に対して、関税評価の事前教示を税関に求めることができる。関連の契約書や資料を税関に提供し、十分なコミュニケーションを図ることが推奨される
- 専門的な観点から関税評価について税関と意思疎通を図ること—ロイヤルティーに関する納税義務の判断は、企業の判断に関する主張、及び税関に理解してもらうための努力が必要不可欠である。企業は、権利・許諾関係の現行のアレンジを十分に評価した上で、専門的判断の下で関税評価について税関と意思疎通を図り、双方の主張とその根拠を示し、平等・公平に意見交換を行うことで合意を得る必要がある
- 自主開示政策を活用すること—企業による定期的な確認の結果、ロイヤルティーに係る納税義務の判断ミス、及びそれに起因する申告漏れ・申告遅延・申告誤り等が生じていることが判明した場合、所轄税関の査察部門に自主開示を行い、税金の追徴に協力的な姿勢を示すことで、延滞金と処罰の軽減、及び税関による企業信用等級の格下げを回避することが推奨される
- 移転価格上のコンプライアンス要求も考慮に入れること—関連ロイヤルティー取引のサポート資料(取引プロセス・法律文書・取引金額及び価格設定方針等の資料を含む)の整備を行い、無形資産の法的所有権と経済的所有権の状況を確認し、取引の各当事者による無形資産の価値創造への寄与度に関する証拠資料を用意することが推奨される

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 kitaya@deloitte.com.cn

シニアマネジャー 川島 智之 tomkawashima@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001